薬事分科会委員の審議参加 に関する遵守事項説明会

厚生労働省医薬食品局総務課

ボテルフロラシオン背山 平成20年4月23日

これまでの経緯(1)

(課題)

個別の医薬品にかかわる公的研究班の研究 者や審議会の委員と企業からの寄付金との 関係について、いわゆる利益相反の観点か らルール作りが必要であるとの指摘があった。

これまでの経緯(2)

平成19年4月23日の薬事食品衛生審議 会薬事分科会了承事項

- 審議参加と寄付金等に関する基準策定 WGを発足させること
- ヘルールが策定されるまでの間、これまで の治験データ等作成委員に関する取扱 に加え暫定ルールのとおり取扱うこと
- → 現在暫定ルールに則り対応中

これまでの経緯(3)

審議参加と寄付金等に関する基準策定 ワーキンググループ委員名簿

岩田 木 笠賞 安

上智大学法学部教授 東京女子因科大学规院循環議內科主任教授

循環製內科軟機

四為 正法 国立法系总会是德士研究所表 福口 贸银 東京大学法学游校按 日比銀 守男東京新聞館與透過 ひ 望月 正建 共立崇析大学 学典

(谷:健長:五十首順、敬称略)

これまでの経緯(4)

- WGでの検討状況
- (1)第1回ワーキンググループ(WG) 日時:平成19年8月28日(木)
- (2)第2回WG 目時:平成19年10月18日(木)
- ※第2回WGIこおいて、関係団体からのヒアリング(全国医学部 長病院長会議、薬害オンフスパースン会議、全国薬科大学 長・薬学部長会議、全国薬審被害者団体連挙協議会)を実施。
- (3)第3回WG
- 日時:平成19年11月1日(木)
- (4) 第4回WG

日時:平成19年11月28日(水)

(5)ハブリックコメント実施

期間:平成19年12月3日(月)~12月16日(日)

これまでの経緯(5)

- WGでの検討状況(続き)
- (6) 第5回WG
- 日時: 平成19年12月13日(水)
- (7)第6回WG
- 日時、平成19年12月25日(火)
- (8)第7回WG
- 日時 平成20年 1月15日(火)
- (9)パブリックコメント実施(2回目)
- 期間:平成20年1月22日(火)~2月21日(木)
- (10)第8回WG
- 目時; 平成20年 3月12日(水)

これまでの経緯(まとめ)

- ■基準策定WCIにおいて、平成19年6月から 計※回の審議を行い、「審議参加に関する 遵守事項(案)」をとりまとめた
- 平成20年3月24日薬事分科会において、議論の上、申し合わせとして了解
- → 平成20年5月から適用

審議参加に関する遵守事項目次

- 1. はじめに。
- 2. 適用範囲
- 3. 委員等が申請資料作成関与者等である場合の取扱い
- 4. 委員等が申請者等より寄附金・契約金等を 受けている又は割り当てられている場合の取 扱い
- 5. 終わりに
- 6. 国民の皆様へ

適用対象部会(申し合わせ2(4))

- ●薬事分科会
- 次の部会及び当該部会に設置された調査会 医薬品第一部会、医薬品第二部会、血液事 業部会、医療機器・体外診断薬部会、医薬品 再評価部会、生物由来技術部会、一般用医 薬品部会、化粧品・医薬部外品部会、医薬品 等安全対策部会、医療機器安全対策部会及 及び動物用医薬品等部会(11部会)

適用対象審議(申し合わせ2(2))

- ●個別の医薬品等の承認審査や安全対策 に係る審議のほか、厚生労働大臣から諮問された案件等すべての議決を要する審 議に適用する。
- ・暫定ルールとの比較 個別の医薬品等に係る審議のほか、厚生 労働大臣から諮問された案件などすべて の議決を要する審議に適用することとした。

「個別の医薬品等の承認審査や安全対策に係る審議」以外の審議(基準等の審議) 〈申し合わせ:注2)

「個別の医薬品等の承認審査や安全対策に係る審議」以外の審議においては、当該議題により影響を受ける企業(3社まで)について、各企業ごとに、申告対象期間中で最も受取額の多い年度における寄附金・契約金等の大まかな受取額を公開することをもって、当該委員等は審議及び議決に加わることができるものとする。